

機関番号：32710

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20520598

研究課題名（和文） 近世におけるオランダ船詠物輸入の研究

研究課題名（英文） A Study of *Eischgoederen* imported by Dutch Vessels in the Edo Period

研究代表者

石田 千尋（ISHIDA CHIHIRO）

鶴見大学・文学部・教授

研究者番号：00192485

研究成果の概要（和文）：19世紀前半に、蘭船が日本に持ち渡った詠物（＝注文品）に焦点を絞り、その輸入実態を日蘭両側の貿易史料を照合・解明し、日蘭貿易における詠物の位置付けを試みた。まず、享和3年～弘化4年の蘭船輸入詠物の用語集を完成させ、今まで発表してきた詠物に関する論考を加えて著書としてまとめた。その後、将軍の詠物である御用御詠物に注目し、幕末になるに従って貿易品の中で、それが最も重要視させてきていることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Focusing on the so-called *eischgoederen* (the ordered goods brought on Dutch ships to Japan), attempts have been made to put these *eischgoederen* in the context of Japanese-Dutch trade, by comparing the actual conditions of their importation with sources related to the Japanese-Dutch trade from both countries. First, a lexicon was compiled of all the names of the *eischgoederen* between 1803 and 1847 and published in combination with a commentary based on former study results. The next step consisted of further research of the goods ordered by the Shogun, from which it has become clear that around the Bakumatsu period these goods became to be considered the most important among all the trade goods.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：オランダ船輸入品、出島、日蘭貿易、長崎、詠物

1. 研究開始当初の背景

(1) いわゆる鎖国体制下において、長崎は、海外—オランダ・中国—に対して公に開かれていた唯一の国際貿易都市であった。この長崎にオランダ船・中国船が持ち渡っていた国際色豊かな品々は、当時の国際的商品流通に

における近世日本の位置を明らかにするものといえる。特に、当時、ヨーロッパ唯一の交渉相手国であったオランダ船の輸入品は、中国船のそれに比べて数量的には少なかったものの、オランダの通商圏の範囲を明らかにするものであり、同時に当時の日本文化・社

会・経済に少なからず影響を与えていた物的要素といえることができる。

(2) 江戸時代のオランダ船輸入品には、①本方荷物～オランダ東インド会社の会計に属する商品。②脇荷物～オランダ商館長以下の館員の役得として一定額だけ許された私貿易品。③詔物～将軍をはじめとする幕府高官、長崎地役人等によって、オランダ船に注文されたものの持ち渡り品。④献上・進物品～オランダ人が貿易取引を許されている御礼として江戸参府の際に贈る品。その他、⑤遣捨品～オランダ人が長崎商館で使用する日用品等が存在した。この内、③詔物(=注文品)は個人的な要求にもとづいていたとはいえ、当時の日本人の具体的な需要や好みを知ることができ、また日蘭の需給関係の一端を知ることができる具体的好例といえる。

(3) 従来、オランダ船の詔物に関しては、国内では、板澤武雄・大森実・永積洋子の諸氏によって研究されている。また、国外では、J. Mac Lean 氏や M. Chaiklin 氏等によって研究されてきているが、これらの研究は、代表的な詔物に関してオランダ側史料のみによって研究・略述されている傾向があり、さらに、一つ一つの物品が如何なる流通過程において取引されてきているのか、実証まで至っていないのが現状である。

2. 研究の目的

(1) 報告者は主に近世日蘭貿易史を専門としており、オランダ船輸入品、特に、本方荷物をめぐって、オランダ側貿易史料と日本側貿易史料とを照合することにここ数年時間を費やしてきた。その際、当然、詔物に関する史料も閲覧することが可能であった。そこで、今回は19世紀前半の詔物に焦点を絞り、基礎的研究となる日蘭両側の貿易関係史料の照合をおこない、本来の商品名・数量・取引値段・原産地などを明らかにすることにした。

(2) また、本研究は、オランダ船輸入品の内、特に詔物に関して日蘭の貿易史料を照合し、それぞれの品物の輸入時における実態を文献側から実証しようとするところにその特色・独創的な点があり、あくまでも史料にもとづいた基礎的実証研究ではあるが、実物と照合することにより、物だけ、文献だけでは得られぬ新たな展開が生まれるものと思われる。

(3) すなわち、本研究は、詔物を一商品群として正面より取り上げ、その実態を国内・国外史料の突き合わせによって、解明しようとするものであり、従来、不明確であった点を明確にし、実態によって基礎的に解明していこうとするものである。

3. 研究の方法

考察年代を19世紀前半に設定し、次の方法で研究を進めていく。

① オランダ側史料(「送り状」等)とその翻訳である日本側史料(「積荷目録」等)を収集、照合し、オランダ船「詔物」に関する彼我の用語を確定し、如何なる詔物が当時、日本に入ってきていたか究明する。

② オランダ側史料(主として「送り状」)を分析し、個々の品物の出島までの流通過程を究明する。

③ オランダ側史料(「日本商館勘定帳」等)・日本側史料(「天保雑記」等)の分析を通して長崎での取引を分析する。

④ 日本市場にもたらされた個々の品物が日本国内において如何なる流通をみたか、蘭人・長崎地役人・幕府高官の動きに注目し、解明する。

⑤ オランダ側に焦点を移し、オランダ側の事情が、日蘭貿易、特に詔物(品目・数量・原産地等)に如何なる影響を与えていたか、国際事情と日本国内の事情とを有機的に検討し、19世紀前半、特に1840年代の日本の対外交渉の一面を物より解明する。

⑥ 従来報告者が研究してきた19世紀初頭から1830年代までの詔物についても一覧表化し、1840年代の詔物と比較研究を試みる。

⑦ 江戸時代、オランダ船輸入の詔物の取引を担当した阿蘭陀通詞(加役としての御内用方通詞、後には御用方通詞と呼ばれた)が書き留めた「諸書留」類3冊(「御内用方諸書留」・「天保十三寅年ヨリ 御用方諸書留」・「弘化三年八月ヨリ 諸書留」いずれも長崎歴史文化博物館所蔵)を読み込み、その記述内容にオランダ側史料を照合する形で調査分析し、オランダ船が輸入した詔物とは当時の日蘭貿易の上でどのような位置付けができるのか研究を進める。

4. 研究成果

(1) 日蘭貿易における近世後期の詔物は、将軍をはじめとする幕府高官、長崎地役人等によって、オランダ船に注文されたものの持ち渡り品である。近世前期におけるオランダ船に対しての注文品の持ち渡りについては、岩生成一氏が述べられているように「十七世

紀の初期日蘭貿易が開始されてから、年々平戸や長崎に入港したオランダ船は、多量の通常正規の輸入物資の外、将軍、大名、その他の要路の大官や関係者の注文に応じて動植物、珍奇な器具や、さては書籍絵画なども輸入した」ことがいえるが、19世紀前半にみられるような、将軍・長崎奉行・代官・町年寄等の注文を阿蘭陀通詞が注文書作成の上に発注して、翌年以降にもたらされる形になるのは明確には決めがたい。しかし、天保期に詔物の取引を担当した御内用方通詞榎林鐵之介の控である「御内用方諸書留」（長崎歴史文化博物館所蔵）より、宝暦期（1751～1764）にはおこなわれていたことがわかる。また、詔物は、オランダ側にとってみれば貿易に対しての「為御恩謝」の品々であり、それに対して、日本側の受取人より「相應之品々」が渡されていたのを、「文化之初頃」に「御品之分代銀」での支払いをオランダ側が希望し、取引の形をとるようになった。

(2) 今回の研究では、まず、今まで報告者が発表してきた文政8年(1825)・天保8年(1837)・天保15年(1844)の詔物に関する論考を再考し、比較を試みた。その結果、天保15年(1844)のオランダ船詔物輸入は、文政8年(1825)・天保8年(1837)と違い、この時期（幕末期）、日本側は「詔物」としての取引枠を使って、軍事関係の書籍や武器、および武器関係の道具や部品などを中心に品数を絞り、早期に入手していたことが具体的に判明した。これは、アヘン戦争の詳細を受けて幕閣が洋式砲術採用に取り組んだあらわれといえる。

(3) 次に、19世紀前半（享和3年(1803)～弘化4年(1847)）にオランダ船が輸入した詔物について、オランダ側史料（「送り状」等）とその翻訳である日本側史料（「積荷目録」等）とを照合して彼我の用語を確定し、あわせて各品目の数量を一覧表で示し、さらに、表中の用語に関しての①オランダ船輸入詔物品目名（蘭日対照表）、②オランダ船輸入詔物品目名（日蘭対照表）を作成した。（拙著『日蘭貿易の構造と展開』において、一覧表は136頁、用語集は150頁におよんだ）これらの作業は、近世後期におけるオランダ船詔物輸入の基礎的研究として位置付けることができる。と考える。

(4) また、上記の一覧表作成過程においては、数々の考察をなしたが、その一例として、詔物を受け取った役職・人名と各人の品

目数に注目して考察をおこなった点について記してみたい。（なお、文政11年(1828)～天保13年(1842)に限定しての考察であることをことわっておく。）詔物は将軍・老中・若年寄・長崎奉行・長崎代官・鉄砲方・町年寄（長崎会所調役兼務を含む）・町年寄見習の面々によって発注され、受け取られていたが、詔物は発注者が受け取るのが建前であるから、品物が長崎に届いた時点において役職が変更になっていたり、中には死去している者もいた。しかし、オランダ側史料には基本的に発注時点の役職名と人名が記されているのは当然のことである。幕府高官の中においては、老中や若年寄のごく限られた数名しか注文しておらず、また、品目数も非常に少ない。それに対して、長崎奉行は数多くの品々を注文し受け取っている。これは当然幕府官僚内において「詔物」を注文しうる権利と品目数・数量の規定が存在していたと考えざるを得ない。また、長崎地役人の代官・鉄砲方・町年寄等は世襲的にその権利を活用していたと考えられ、全体として長崎奉行よりは品目数は少ないものの、10品目前後の安定した数字を示している。詔物をめぐる発注・受取人の役職と人名、および品目数・数量については、阿蘭陀通詞の詔物をめぐっての問題を含めて、今後さらに追求されるべき課題と考える。

(5) (4)までのことを拙著『日蘭貿易の構造と展開』にまとめた後、オランダ船の詔物輸入に関する研究を継続・発展すべく、詔物の内、特に近世後期における将軍の詔物である御用御詔物に焦点を絞って考察をおこない、日蘭貿易における御用御詔物の位置付けを試みるために「近世後期におけるオランダ船の御用御詔物輸入について」（『鶴見大学紀要』第47号第4部、2010年）を報告した。

(6) 御用御詔物には、本方荷物（本方貿易）として持ち渡られた品物が使用されることがあった。「御内用方諸書留」によれば、本方での取引内にある品は、長崎代官より注文がされていても御用御詔物として特別に持ち渡りを要求しないことになっており、本方荷物（本方貿易）から取り入れられていた。これは、基本的に、本方貿易を圧迫させないために詔物の中には「本方商賣ニ差支候品者決而持渡不申候儀ニ御座候」ということから処理されていたものと考えられる。この点については、一例として文政8年(1825)の詔物の輸入を挙げることができる。この年は、本方貿易の荷物として反物類が多く持ち渡

られているが、詔物には、前年の注文帳に多くの反物類が記されているにもかかわらず、詔物として持ち渡られてきた中には本方貿易に持ち渡られた反物類はほとんどなかったのである。

(7) しかし、「御内用方諸書留」の天保 10 年 (1839) 8 月 15 日には、御用御詔物として注文した品物が（おそらく本方貿易用の荷物としても）持ち渡られないため、これからは本方貿易用に持ち渡られる品であっても、長崎会所から特別に注文し、本方貿易用以外（御用御詔物）として持ち渡るようにするという記事がみられる。この史料により、天保 10 年 (1839) 段階で御用御詔物をめぐってオランダ船の積荷の持ち渡り方法に変更がせまられていることがわかる。今まで本方荷物（本方貿易）として持ち渡られていたものを御用御詔物として使用していたが、それが本方荷物（本方貿易）で持ち渡られなくなったため、御用御詔物に特化して持ち渡らせるようになったのである。

(8) 日本側の御用御詔物に特化しての要求や、それに応えてのオランダ側の本国からの品物の輸送など、幕末になるにしたがって、日蘭双方にとって御用御詔物は本方貿易用の荷物よりも重要視されてきている。また、その過程でオランダ側が日本側の要求に何とか応えようとする姿勢がみられるが、それはオランダ側の日本貿易を介しての対日交流継続に対する強い姿勢のあらわれと読み取ることができるのである。

(9) 上記の「近世後期におけるオランダ船の御用御詔物輸入について」で得た成果をより具体的に継続・発展するため、将軍の注文品である御用御詔物の内、特に染織品に焦点を絞り、実物の裂を貼り込んでいる「御用御詔切本」（鶴見大学図書館所蔵）をオランダ側史料と突き合わせるにより、その詳細な取引を明らかにし、御用御詔物における染織輸入の実態と意味を解明すべく「御用御詔物としての染織輸入－「御用御詔切本」の紹介を兼ねて－」（『鶴見大学紀要』第 48 号第 4 部）を報告した。

(10) その結果、数多くのことが判明したが、その中の一つを記せば、本方荷物の取引から御用御詔物にされた品物（染織品）については、本来の本方取引時と御用御詔時では、オランダ側の日本への売値はほぼ同じであるが、長崎会所の五ヶ所商人等への売値は、御

用御詔物が本方荷物よりも 2 倍近くの価格がついており、同じ品物でも御用御詔物としての商品価値が本方荷物よりも高く、当時いかに御用御詔名目に価値が置かれていたかが判明した。

(11) また、本稿で考察対象とした「御用御詔切本」は文政 7 年 (1824) から天保 7 年 (1836) までの御用御詔物としての反物の内、長崎会所で取引にかけられる反物の裂を貼り込んだ「切本」であり、御用御詔物として日本側に入った反物の取引を記し、また、一部ではあるが現物の裂を確認することができる実際的な史料として非常に価値の高いものであることを明らかにした。

(12) 今回研究対象とした、オランダ船輸入の詔物は本方荷物（本方貿易）にはみられない珍奇な品物が数多く含まれている。食器類・薬品類・武器類・書籍類・望遠鏡・眼鏡・時計等々、これらの品々が発注者に入手されてから後、どのように活用され、また、流通をみせたのであろうか。この問題は、発注者をめぐる人間関係・国内国際環境をさぐっていかなければならない。一例として、高島四郎太夫（秋帆）が詔物として天保 3 年 (1832) に入手したモルチール砲や、天保 6 年 (1835) 入手のホーイッスル砲は、天保 12 年 (1841) の徳丸原の演練で使用され、後に幕府に買い上げられ、さらに江川坦庵に貸し出されたものであり、幕府の洋式砲導入の基礎をなしたものである。詔物として入手された品々が政治的・経済的・社会的・文化的に果たした役割の追求も今後の重要な課題である。

(13) しかし、以上のような追求も日本側史料だけでは解決されず、オランダ側史料との照合が必要不可欠であり、さらに現存する物品にあたり実証的に考察を進めていくことによって、一つ一つ解明されていくものと考えられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ①石田千尋、「御用御詔物としての染織輸入－「御用御詔切本」の紹介を兼ねて－」、『鶴見大学紀要』、第 48 号第 4 部、査読無、2011 年、23 頁～50 頁
- ②石田千尋、「近世後期におけるオランダ船の御用御詔物輸入について」、『鶴見大学

紀要』、第 47 号第 4 部、査読無、2010 年、
25 頁～40 頁

- ③石田千尋、「インド更紗からヨーロッパ更紗へー江戸時代後期のオランダ船更紗輸入ー」、『古渡り更紗』五島美術館、査読無、2008 年、206 頁～211 頁

〔学会発表〕（計 2 件）

- ①石田千尋、「江戸時代の紺青輸入ーオランダ船の舶載品を中心としてー」、鶴見大学文化財学会、2010 年 11 月 6 日、鶴見大学
②石田千尋、「開国期までの日蘭貿易と国際情勢」、日蘭通商 400 年記念歴史的造船施設シンポジウム、2009 年 11 月 28 日、船の科学館

〔図書〕（計 1 件）

- ①石田千尋、『日蘭貿易の構造と展開』、吉川弘文館、2009 年、519 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石田 千尋 (ISHIDA CHIHIRO)
鶴見大学・文学部・教授
研究者番号：00192485